

## 議案第28号 調停案の受諾について

1 事件名 徳島簡易裁判所平成29年(ノ)第75号

2 当事者 申立人 A 外1名  
相手方 小松島市

### 3 調停条項案

- (1) 申立人らは、相手方に対し、連帶して、本件保証債務として、788万4215円（内訳 平成4年8月25日付け契約分残元金283万0815円及び利息56万4433円、平成5年2月23日付け契約残元金371万5759円及び利息77万3208円）の支払義務のあることを認める。
- (2) 申立人らは、相手方に対し、連帶して、本件保証金債務の解決金として、240万円の支払義務のあることを認め、これを平成 年 月 日限り、「小松島市会計管理者」名義の阿波銀行小松島支店の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は申立人らの負担とする。
- (3) 申立人らが前項の金員を遅滞なく支払ったときは、相手方は、申立人らに対し、第1項記載の金員から前項の既払金を控除した残金につき、支払義務を免除する。
- (4) 申立人らと相手方は、本件に関し、本決定に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は各自の負担とする。

## 事件の概要（参考）

### (1) 保証債務の発生

申立人らは、相手方 小松島市（以下「本市」という。）との間で、宅地取得資金について、平成4年8月25日付住宅新築資金等貸借契約並びに抵当権設定契約書、住宅新築資金について、平成5年2月23日付住宅新築資金等貸借契約並びに抵当権設定契約書に基づく貸金返還債務をそれぞれ主債務者と連帶して保証するとの合意をした。

### (2) 本市の対応及び申立人らの対応（抜粋）

平成29年2月24日及び同年4月7日、申立人らに書面を送付し、連帶保証債務に基づいて請求したところ、申立人らは、連帶保証債務を負っておらず、仮に連帶保証債務を負うとしても、消滅時効が成立しており、消滅時効を援用するため、本市の請求には理由がないとの主張であった。

これに対し、本市は、連帶保証債務を認めるのであれば、消滅時効の援用による時効消滅後の債務は788万4215円（内訳 平成4年8月25日付け契約分残元金283万0815円及び利息56万4433円、平成5年2月23日付け契約残元金371万5759円及び利息77万3208円）である旨、文書により回答したところ、申立人らは、連帶保証債務は認めないと、200万円の解決金を支払うことにより、解決したいとの意向であった。

これに対し、本市は、申立人らが連帶保証債務を認めていない以上、受諾できない旨回答した。

### (3) 訴えの提起

前項のとおり、申立人らが連帶保証債務を認めず、保証債務の履行をしないため、申立人らを被告として、平成29年9月定例会議に議案第82号 訴えの提起を提出し、同年9月29日、議会の議決（可決）を得た。

### (4) 調停の申立て

平成29年9月3日、申立人らは、徳島簡易裁判所へ、申立人らが相手方に支払うべき債務の有無及びその額を確定するとの調停を申し立て、第1回調停期日が平成29年10月13日に指定された。

### (5) 本市の対応

申立人らの調停申立てについて、検討した結果、前項可決の訴えの提起について、訴状提出を保留し、調停に参加することとした（不調となつた

場合は訴状提出することとした)。

(6) 調停期日及び調停案の提示

第1回調停期日 平成29年10月13日

第2回調停期日 平成29年10月31日

第3回調停期日 平成29年12月22日

上記第3回調停期日に、調停委員会から調停条項案の提示があった。